

令和５年２月定例教育委員会 議事録	
日 時	令和５年２月２２日（水） ９時００分 ～ １０時４２分まで
開催場所	文化センター ２階 研修室
出席者	（教育委員） 教 育 長 山口 和良 教育長職務代理 長島 忠行 委 員 田中 知子 委 員 小出 朗 委 員 萩原 奈津季 （事務局） 事務局長 高橋 淳巳 教育総務室長 高田 千鶴子 学校教育室長 大友 武見 生涯学習室長 永井 美和子 教育総務室 岸 美和子（書記）
議 題	報告第１号 令和４年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（素案）について 報告第２号 吉岡町いじめ問題対策連絡協議会の委員委嘱について 議案第２号 吉岡町教育委員会が保有する個人情報保護に関する規程 議案第３号 吉岡町立小学校及び中学校における出席停止の命令の手続を定める規則の一部を改正する規則 議案第４号 令和５年第１回定例町議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について 議案第５号 令和４年度末県費負担教職員（管理職）人事の内申について 議案第６号 吉岡町適応指導教室設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則 議案第７号 吉岡町学校教育指導員設置要綱の一部を改正する訓令
教育長	【１．開会】 これより令和５年２月定例教育委員会を開会する。 ○１月定例会の議事録について → 異議なく、原案のとおり承認
教育長	【２．議事録署名委員指名】 小出委員と長島職務代理を指名。
教育長	【３．教育長報告】 １ 吉岡町いじめ問題対策連絡協議会について ・第１回会議を２月２０日に開催、委員任期は令和５年度末まで。 ・教育委員会からは小出委員を委嘱、その他委員については、報告第２号にて説

	明する。 ・それぞれの立場からいじめ防止や対応について、また重大事態の発生した時の組織のあり方等について意見や質問があった。 ・協議会を設置し、会議を開催したことで、これまで以上に関係機関と具体的かつ深い連携ができる確信が得られた。 Ⅱ 吉岡町いじめ問題対策専門委員会について ・構成委員として、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士、大学教員を予定、各所属機関から推薦してもらう。 ・3月28日に第1回委員会を開催予定で準備を進めている。 Ⅲ 吉岡町いじめ防止基本方針（改定版）の議案上程日程について ・本日は協議とし、3月定例会に上程を延期する。 Ⅳ 経過報告 2/6 東京都教育庁指導主事2名が明治小を訪問 Ⅴ 今後の予定 2/28 町学校運営協議会 3/ 1 3月定例町議会開会（～3/16 閉会） 3/13 中学校卒業式 3/23 小学校卒業式、3月定例会 以上、教育長報告とする。 （質疑なし）
教育長	ここで議事に入る前に、議事の公開の是非について諮る。 教育長提出議案のうち、議案第4号については、今後行われる町議会提出予定の議案にかかわることであり、現時点では意思決定過程にあると認められ、また、議案第5号については、今後の学校人事に関わることであることから議事を非公開とすることが適当であると思われる。議案第4号及び第5号について、議事を非公開とすることについて → 異議なし
教育長	議案第4号及び第5号については、議事を非公開とし、日程第6事務局報告の後に行う。

長島職務代理 事務局長 長島職務代理 事務局長 小出委員 学校教育室 長	【4. 議事】 ○報告第1号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（素案）について （事務局長が説明：概要） ・令和4年度の教育行政方針に基づいて、学識経験者等の意見をつけて報告を行うもので、実施方針は4月定例会にて決定した。 ・令和4年度吉岡町教育行政重点施策の69事業について、各担当室がA拡充、B継続、C見直し、D廃止と自己評価を行った素案となる。 ・この素案に学識経験者の評価をもらい、最終報告として3月定例会に上程する。 <質疑> 今回評価がBかAだけで、去年はCが1つあった記憶だが、その点はなぜか。 基本的には、各事業の概要に基づいてきっちり継続させていくというのをベースに各担当が自己評価を行っているので、私もそのようなかたちで判断した。 本当に見直さなければならない事業については、見直しや廃止という可能性があると思うが、今回の69事業については拡充もしくは継続として、しっかり問題点を克服しながら事業を進めていくという考えである。 見直しや廃止までに至っていないということか。 事業については、5年ぶりに見直した大綱と基本計画が令和4年度にスタートしたものである。これが基本になって、今後新たな事業が加わることもあると思う。 適応指導教室の運営のなかのY' ODSについて、評価としてはBとしているが、Aの方が適正ではないかという印象をもった。意見として申し上げる。 また、スクールカウンセラーのB評価だが、皆さんが活用されていることを鑑みると、Aなりもう少し予算を増やして、相談回数を気にせずできるよう拡充方向にもっていただけるとありがたいと感じた。 Y' ODSについては、3月補正で人数増加が可能かどうか提案しているが、予算が伴わないと拡充できないので現段階ではB、今のかたちは最低維持したいということで評価した。もし予算がついて人材が確保できる状態になれば拡充になると思う。 スクールカウンセラーは、県費超過分を補填する考えで、年度末までちょうどまかなえる状況なので、そのままのかたちの継続と考えている。それ以上増やしたい部分もあるが、今度は人材難という状況でこれについてもBと。
--	---

教育長	確かに小出委員の意見をいただき、それに対する事務局の考え、この自己評価のタイミングや、拡充する方向でしたいという意味を表す評価であるならば、予算要求をしているので、A拡充にできる可能性もある。 また長島職務代理から、見直しと継続の定義について、単なる継続ということではなく、Bの場合は改善しながら継続で、Cの場合は大幅な見直しということで、その辺の定義をもう少しきちんとしておいた方がいいと感じた。 今年度はこれで作成をして、評価委員の意見をいただくが、評価定義については来年度の点検評価に向けての課題とさせていただくということによろしいか。 → 異議なし
教育長	事務局はその辺の点検評価のあり方について、今の意見を基にしたより良い方法を考えていただきたい。 ○報告第2号 吉岡町いじめ問題対策連絡協議会の委員委嘱について (教育総務室長が説明：概要) 吉岡町いじめ防止等のための組織に関する条例第4条第2項の規定に基づき、群馬中央児童相談所北部支所長、前橋地方法務局人権擁護課長、渋川警察署生活安全課長、吉岡町青少年育成推進員連絡協議会会長、吉岡町学校PTA代表者、吉岡町小中学校長会代表校長、吉岡町教育委員会教育委員、吉岡町健康子育て課子育て支援室室長の8名を委嘱した。
教育長	小出委員、この会議に出られた感想等あったらお願いしたい。
小出委員	第1回ということで、それぞれ子どもを取り巻く全く違う組織の皆さんが集まり、現在の取り組みや課題について、報告・意見をいただいた。 特に印象的だったのは、渋川警察署の方から今のネットのいじめについて、なかなか警察は犯罪として認定しづらいし、学校の先生も学校外での出来事ということで、はざまになってしまうのではないかと。もう少し教育関係の方からも手を伸ばして欲しいという要望があり、なかなかその通りだと思った。 また法務局では、様々なかたちで取り組んでいる相談窓口の状況など報告いただいた。率直に言って、本当にその子どもたちが悩み苦しむ時間帯に、意外と相談窓口の穴があるのだと感じた。 いずれにしても、いじめの問題について、それぞれの組織と連携が取れることは非常に意義がある。この連携を機能的に生かして、いじめ問題に対処できるようにしていただけたらと思う。 → 質疑なし

教育長	○議案第2号 吉岡町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規程 (教育総務室長が説明：概要) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報の保護に関する法律の規定に基づく個人情報保護制度を運用するため、制定するもの。 <質疑> この規程が決議されると、今までと何が違のか、具体的な例はあるか。
教育総務室長	例えば、国の行政機関であれば所管が総務省、地方公共団体であればその各地方公共団体の条例と、それぞれ機関ごとに別々であったものを、一本の法律に統合して共通ルール(若干実施機関独自のものもある)を設定したイメージとなる。 そしてそれに伴って町長部局が令和4年9月定例町議会で個人情報保護条例が改定となり、それを引用して吉岡町教育委員会の個人情報の規定を扱っているので令和5年4月1日から施行となる。 → 異議なく、原案のとおり決定
小出委員	○議案第3号 吉岡町立小学校及び中学校における出席停止の命令の手続きを定める規則の一部を改正する規則 (教育総務室長が説明：概要) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報の保護に関する法律の規定による個人情報保護制度に基づく運用をすることその他字句の修正のため、所要の改正をするもの。 <質疑> 実際にこの出席停止通知が発給されたことはあるか。
学校教育室長	この出席停止というのは、いじめであるとか、素行不良などで、加害的な児童生徒、または学校の教育活動に影響をおよぼしかねない児童生徒に対して、学校に出席することはできないというものである。 そこに関係して保護者の方から、どうしてうちの子は学校に行けないのか情報提供しなければいけないところで、個人情報の請求での関わり、さらに学校教育法が年々改正されてこの規則も対応しなければならなかったのが間に合ってなくて、条文自体のずれや字句の修正をしたものとなる。 なお、この出席停止の命令をしたことは私がいる間ではない。現実問題として、よっぽどのことがない限り、命令を出せないかと思われる。

教育長	教育を受ける権利との兼ね合いで、非常に難しい。実際に発令する場合には、この場で協議をした上での、発令になるかと。 → 異議なく、原案のとおり決定 <一括審議> ○議案第6号 吉岡町適応指導教室設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則 ○議案第7号 吉岡町学校教育指導員設置要綱の一部を改正する訓令 (教育総務室長が説明：概要) 適応指導教室の受け入れ対象者を拡充するもの。
教育長	今までは吉岡町立小学校及び中学校に在籍する児童生徒のみであったのを、町内在住だけど町外の学校へ進学した子も町の適応指導教室に通えるようにするための改正という理解でよろしいか。
教育総務室長	はい。あと町立学校に区域外就学している児童生徒も対象とした。 あとは義務教育学校や中等教育学校などの前期課程も、一括して対象になるような改正をした。 → 異議なく、原案のとおり決定 【5. 協議】 ○吉岡町いじめ防止基本方針の再検討について (教育長が説明：概要) 前回1月の定例教育委員会で、委員の皆様から意見をいただいた。その意見について、事務局案としての考え方を整理した。 ①LINE 相談や SOS 電話等の相談窓口の積極的な周知はできないか。 → 児童生徒が悩みを打ち明けられる外部相談機関として、24 時間子供 SOS ダイヤルや群馬県中央児童相談所発行のこども SOS カードなどを、適宜紹介すると加筆する。 ②基本理念をもう少し広い概念でとらえるのもいいのではないか。 → 文部科学省いじめの防止等の基本的な方針において、本項目の表題が「いじめの防止等の対策に関する基本理念」となっていて、本文もいじめに絞り込んだ表現となっている。それに倣って、町の基本方針においても、いじめの防止等に直結する基本理念として記述していきたいと考える。

	③いじめを受けさせない、いじめられても、心を強く持てるような教育についても触れても良いかと思うが。 → 前回この場においても、当然、教育活動全体を通じて子どもたちに自己肯定感などを育てる活動はいろいろな場面で行われると室長の方からも答弁したが、それを踏まえ、町の方針も国の方針に沿ったかたちで作成することが求められると考えた。従って②同様、いじめに特化した内容でお願いしたいと考えた次第である。 ④重大事態発生時の対処フロー内の「※注、各段階での各種調査結果等については、関係保護者・児童生徒等にも説明する」について → 事務局としては、「※各段階での各調査結果等については当該事案の保護者・児童生徒等にも説明する。」などと分かりやすく、また目立つように修正したいと考える。
小出委員	<質疑> この基本方針が確定した場合、公表の仕方だが、町や教育委員会のホームページで閲覧できるとか、広報よしおか（広報誌）にできた旨を掲載するなど、広く周知する予定をしているのか。
教育長	今のところ、教育委員会のホームページには公表する。3月の定例会にて議決されれば、準備が整い次第、直ちに載せる。 町の広報誌にという話は、正直そこまでは考えてなかったが、委員からぜひの方がいいという意見をいただけるのであれば、今こういうふうなことを考えて、教育委員会ではいじめ防止に取り組んでいるというのを、町民の皆様にお知らせするいい機会なので、広報誌に載せるのもいいかなと思う。
小出委員	こういうのができたということで、QR コードとかを載せてもらい、ホームページへ飛ぶような仕掛けをしていただければ、関心のある方は見やすいと思う。
教育長	技術的に可能かどうかということもあるが、いかがか。
事務局長	ホームページで公表しているとか、作成したのでそちらをご覧くださいという周知は可能かと思う。
生涯学習室長	生涯の方で、以前チャレンジデーの QR コードを載せて飛ぶようにと頼んでできたので、広報担当者に頼めば可能である。
小出委員	この町の基本方針は、当然ながら各学校にも周知して、先生方にもしっかり下して

	いく予定であるか。
学校教育室 長	当然、これについてはもう素案の段階から学校に下してあり、それをもとに各学校でも自分の学校の基本方針を近いうちに改定してもらう方向で動いている。
教育長	学校のホームページにも当然掲載する。
小出委員	基本方針ではないが、付帯するような資料でもいいと思うのだが、やはりいじめの早期発見という視点で、学校はもちろん家庭で保護者がうちの子がいじめられているのではないか、ということが察知できるような、こんな状態の場合はちょっと注意した方がいいみたいなことを、保護者に向けて案内できないかと。そういう兆候を見つけて保護者がアプローチをすることが、早期発見や未然防止に繋がることにもなるかと思う。 いじめられている子って、親に相談しない子の方が実際多いのではないかと。相談しづらいというか、子どもから言われるのを待っているのではなく、親がその子の状態を見て、うちの子はいじめられているのではないかとということを察知できれば、もっと早く手が打てるのではないか。 先生方などが察知する兆候やポイントみたいなものを、保護者の皆さんにも共有できるような。簡単で分かりやすいものがあればいいのではないかと感じた。基本方針とはまた別に、付帯資料みたいなかたちで公開できるとありがたい。ぜひ検討いただきたい。
学校教育室 長	いわゆるチェックリストみたいなものか。
小出委員	そうである。親、チェックリストもちろん地域の人も含めてだとは思う。
学校教育室 長	どこかにいい例があればそれを参考に見てみる。
教育長	町の校長会議で、私の方からいじめの認知について、もっとアンテナを高くしてほしいと話した時に文科省発行のいじめの認知の例という資料とあわせて、チェックリストを配った。その資料があるので、このいじめ防止基本方針の付録みたいな形で一緒に載せられるか、また学校教育室長とも相談しながらほかの資料も探してみたいと思う。
小出委員	はい、何か工夫していただけたらと思う。
長島職務代 理	基本方針の公表について、若い人は結構パソコンやスマホをもっているのが良いが、やはり地域全体で認識することが必要だと考えると、私は広報誌に基本理念だけ

	でも載せた方がいい。 登下校時にふざけているのか、いじめているのか、ちょっとどっちかなというのを見かけることもあり、そういったところで地域の方から情報を上げてもらう意味でも、なにかあった場合は、相談、連絡してくださいという注意喚起みたいに。
事務局長	広報誌の紙面、どのくらいスペースがとれるかななどの問題もあるので、検討させてほしい。
長島職務代理	どちらかという親子だとなかなか話に出せないところが多いと思うので、他人とか周りが気づいてやる方が発見が早いのかなという気もする。
事務局長	それも含めて検討させてもらう。
田中委員	学校から保護者に向けて、町の基本方針ができた旨などのお知らせがくると、自分の子どもに関わることであるし、気になる人は余計見れると思う。いろいろな方向でできたということを知らせるのが、一番いいのではないかと思った。
学校教育室長	学校のホームページにも掲載する予定でいるし、場合によっては、今メールの連絡網もあるので、そこで基本方針ができたので、ホームページご覧くださいと投げかけもできるかと。
萩原委員	忙しくなると、子どもの情報端末や紙のお知らせを見る時間が少なくなるので、やはり先ほどのメールで周知してもらおうと、いつでもどこでも、こういった案内が出たというのが保護者は分かるので、働いていてなかなか時間がないという方には非常に助かると思われる。検討いただきたい。
教育長	やはり今は、メールが目につきやすいか。
萩原委員	一番ありがたい。
小出委員	助かる。
教育長	承知した。 時間をかけて議論していただいたこの町の基本方針、そして学校もこれをもとに、早速改定作業に入る。年度明けぐらいには何とかなるかと思う。ぜひ積極的に公表していきたい。それによって学校の先生方の意識が高まるし、保護者の方も子どもたちも意識が高くなる。 私たちが強調したいのは、いじめがあるとすべて学校の責任と問われるような流れ

教育長	があるが、やっぱり被害者の方を、保護者の方も加害側の保護者方もみんなで何とかしていこうという一致団結、学校と保護者が一緒に子どものことを考えて欲しいなと思っている。そのための基本方針でもある。 ほかにあるか。 (なし)
教育長	では、いじめ防止基本方針の協議を終了し、いただいた意見をもとに最後もう一度事務局で練って、最終的に3月の定例会で議決できたらと思う。 ○卒業式の告辞 → 意見・質疑なし、原案を承認。 【6. 事務局報告】 ○令和5年度要保護・準要保護新入学児童生徒学用品費事前支給の申請状況及び認定件数について (学校教育室長が説明：概要) 来年度の新入生について、入学準備にかかる費用を入学前に支給する。 ・26世帯26名申請のうち、19世帯19名を認定。ほかは収入等の関係で非認定。 ○令和4年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定数について (学校教育室長が説明：概要) ・1月の申請 1世帯3名を認定 ・家計急変の申請なし → 質疑なし ○学校のコロナ対応について (学校教育室長が説明：概要) 1/24から本日までの間、町立学校で5クラス学級閉鎖。(2/8以降、閉鎖なし) → 質疑なし 【非公開】 ○議案第4号 令和5年第1回定例町議会提出予定議案(予算)の作成に対する意見について ○議案第5号 令和4年度末県費負担教職員(管理職)人事の内申について

教育長	【6. 閉会】 以上もって、令和5年2月定例教育委員会を閉会する。 （閉 会 10時42分）
------------	---